

令和 7 年 度 下 半 期

建設発生土受入価格及び再生土販売価格 調査

仕 様 書

(調査目的)

本調査は、大阪府都市整備部が発注する工事の予定価格算出の参考資料とするため、建設発生土の受入価格及び再生土の販売価格を調査するものです。本調査における調査票の提出をもって、受入価格等が拘束される類のものではなく、品質の保証や受入等事業者及び製品の認定等を行うものではない点、十分ご留意願います。

(調査対象及び前提条件)

調査対象となる事業者は、公共工事で発生した建設発生土の受入れが可能で、かつ受入れた建設発生土の全部又は一部を再資源化している施設の事業者の方が対象となります。再資源化の条件としては、再生土(改良土又は良質土)として製品化し、販売を行っているものとします。

再生土の全量について、他の工事現場で利用したり、自社で埋立処分、又は他の埋立地に搬出する等により、販売を行っていない事業者の方については、本調査の対象外となり、その場合は回答は不要となりますので予め御了承願います。

また、建設発生土の受入れにあたっては、自社用の受入事業所またはこれに類する一般の業者が搬入可能な施設であることを条件とします。

また、本調査で対象としている「建設発生土」及び「再生土」については、土壤汚染対策法における土壤汚染基準等関係諸法令への適合、又はダイオキシン類等の有害物質や油類のように生活環境保全上支障を生じる恐れのある物質に汚染されていないことを前提としており、建設発生土に該当しないもの(いわゆる汚染土等)や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項に規定される廃棄物(汚泥等)は本調査の対象外です。

なお「再生土」については、受入れた建設発生土を、他の公共工事現場において使用できる資材(有用物)としての性状を確保するため処理したもののことをいい、処理方法によって「良質土」と「改良土」に区分しています。「良質土」は、脱水、乾燥、粒度調整その他の方法により性状を改良したもの、「改良土」は、安定処理(セメント系及び石灰系固化材を混合し土の性状を化学的に改良すること)の方法により性状を改良したものとします。

更に、建設発生土の搬入および処理を行う場所において、土地・建物又は環境に関する関係諸法令等(建築基準法、砂防法、振動規制法及び土砂条例など)の適合についても確認が必要です。

(本調査の提出物、提出方法)

注) 次の①～⑤の提出物については、必須です。

① 確約書(様式-1)

② 調査票(様式-2)

※「ストックヤード運営事業者登録申請」、「土砂埋立て等の規制に関する条例」及び「関係法令に定める諸手続き」に該当がある場合は、必要事項記載し、併せて許可書等も送付してください

③ 別紙内訳書(様式-3)

④ 品質証明に関する試験成績表等 (以下の各項目を満足すること)

19mm ふるい 通過質量	425 μ m ふるい 通過質量	75 μ m ふるい 通過質量	修正 CBR※	最大粒径 (26.5mm ふるい 通過重量 100%)
90～100%	10～90%	0～25%	30%以上	25mm 以下

※修正 CBR は改良土のみ

⑤ 土壌の環境基準試験(提出日からさかのぼって1年以内に行われていること。)

〈土壌環境基準溶出試験〉

試験項目	条件	試験方法
カドミウム	0.003mg/l 以下	JIS K 0102 55
全シアン	検出されないこと	JIS K 0102 38 (JIS K 0102 38.1.1に定める方法を除く。)
有機リン	検出されないこと	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は JIS K 0102 31.1 (1998) に定める方法のうち、ガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	0.01mg/l 以下	JIS K 0102 54
六価クロム	0.05mg/l 以下	JIS K 0102 65.2
ヒ素	0.01mg/l 以下	JIS K 0102 61
総水銀	0.0005mg/l 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1. 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1. 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
1. 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1. 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1

チウラム	0.006mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01mg/l以下	JIS K 0102 67.2又は67.4
フッ素	0.8mg/l以下	JIS K 0102 34.1又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ホウ素	1mg/l以下	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は47.4昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

出典：土壤汚染基準：平成3年8月23日環境庁告示第46号（改正 令和2年4月環境省告示第44号）

〈土壤含有量基準試験〉

（土壌1Kgにつき）

試験項目	条件	試験方法
カドミウム及びその化合物	カドミウム 45mg以下	JIS K 0102 55
六価クロム化合物	六価クロム 250mg以下	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	遊離シアン 50mg以下	JIS K 0102 38
水銀及びその化合物	水銀 15mg以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	セレン 150mg以下	JIS K 0102 67.2又は67.3
鉛及びその化合物	鉛 150mg以下	JIS K 0102 54
ヒ素及びその化合物	ヒ素 150mg以下	JIS K 0102 61
フッ素及びその化合物	フッ素 4,000mg以下	JIS K 0102 34.1又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ホウ素及びその化合物	ホウ素 4,000mg以下	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

出典：土壤汚染対策法施行規則：平成14年環境省令第29号（改正 令和3年環境省令第3号）

⑥ メールによるデータ送受信の希望調査

(調査票等提出方法)

郵送または電子メール

電子メールでのデータ送信の場合、次の方法で送信願います。

・メール1通あたりのデータ総容量は5MB 以下となるようお願いします。容量超過によりメールの受信ができない恐れがあります。

(調査票等受付期限)

令和8年1月9日(金) [当日消印または着信有効]とします。

(調査票等適用予定期間)

本調査で提出のあった調査票等に記載された情報の適用予定期間は、令和8年2月以降の6ヶ月間程度を予定しています。

(その他)

・原則として受付期間終了後、調査票適用予定期間中における調査票等の新規追加や記載内容の削除・修正・追加についてはご容赦願います。

・提出された調査票等の一部又は全部について、大阪府の判断により公表することがあります。

・①～⑤の提出物の未提出及び提出物等に不備がある場合は、大阪府都市整備部が発注する工事の積算の参考資料とはいたしません。

(提出・問合せ先) 〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2-12(大阪府庁別館 3 階)

大阪府 都市整備部 事業調整室 技術管理課 技術力強化グループ 山上

Tel 06-6944-6104

Fax 06-6944-6077

Mail toseijikan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp